１．件名：EDG サーベイランスについて

２．日時：令和２年５月２９日（金）１３：３０～１４：３０

３．場所：原子力規制庁　８階会議室（全参加者 TV 会議システムを利用）

４．出席者：

原子力規制庁　原子力規制企画・基盤課　片岡専門職、飛田専門職、坂本係員

原子力エネルギー協議会　副長

関西電力（株）原子力事業本部　安全管理グループ　マネジャー

関西電力（株）原子力事業本部　発電グループ　マネジャー

５．要旨

第 38 回技術情報検討会（令和元年９月４日）にて、非常用ディーゼル発電機（EDG）の長時間サーベランス試験について調査するよう助言を受け、国内原子力発電所事業者から、国内原子炉施設の保安規定を策定検討した際の議論が紹介された。

- ディーゼル発電機のサーベランス項目は、米国標準技術仕様書（STS）の記載を日本の運用に合わせる検討を行った。
- STS では、「力率［0.9］以下で 24 時間以上運転が行えることを確認」[1][2]することを求めているが、国内では以下の理由により採用しなかった。
  - BWR：現状の負荷運転（100%負荷で 30 分保持）で機関各部の温度は安定するので長時間運転しなくても健全性は確認できていると考えられる。[3]
  - PWR：運転中の負荷試験、定期検査毎の「非常用予備発電装置機能検査」、「非常用ディーゼル発電機分解検査」によりディーゼル発電機の健全性は確認できる。[4]

６．参考図書（配布なし）

[1] Standard Technical Specifications, Westinghouse Plants, Revision 4.0, Volume 1, Specifications

[2] Standard Technical Specifications General Electric BWR/4 Plants, Revision 4.0, Volume 1, Specifications

[3] 独立行政法人 原子力安全基盤機構、原子炉施設保安規定と Standard Technical Specifications の比較表（その 1）（BWR）、平成 17 年 4 月

[4] 独立行政法人 原子力安全基盤機構、原子炉施設保安規定と Standard Technical Specifications の比較表（その 2）（PWR）、平成 17 年 4 月